

**但馬銀行カードローン（口座ありタイプ）ご契約手続きのご案内**

（ご契約商品：たんぎんカードローン スピードポケットプラス（口座振替返済タイプ））

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは、「但馬銀行カードローン（口座ありタイプ）」のお申込みをいただき、誠にありがとうございます。

つきましては、仮承認となったお申込にかかるご契約手続きをお取りいただきたく、以下の事項をご確認のうえ、お手続きをいただきますようお願いいたします。

なお、専用カードは、下記1.に記載された必要書類が当行に到着し、所定の手続きが完了した後、ご自宅に郵送させていただきます。

敬 具

- 必ず1週間以内に下記の必要書類をご送付くださいますようお願いいたします。ご送付が遅れた場合は、再度お申込が必要となる場合がございますのでご注意ください。
- 仮審査申込時に届出をいただいた内容が「借入申込書」の記載内容やご本人確認書類の内容と相違している場合、または他のお借入状況によっては、本カードローンをご契約いただけない場合もありますのでご了承ください。

1. ご送付いただく必要書類（お申込書類、ご本人確認書類）

書 類 名	ご 注 意 事 項
4枚目 たんぎんカードローン スピードポケットプラス （口座振替返済タイプ）借入申込書 兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書	太枠内のすべての項目について、はっきり正確にご記入ください。
5枚目 たんぎんカードローン スピードポケットプラス （口座振替返済タイプ）暗証番号届出書	太枠内のすべての項目について、はっきり正確にご記入ください。
6枚目 ご本人確認書類 提出用台紙	現在有効で、かつ氏名・住所・生年月日が記載された、次のいずれかの顔写真付公的本人確認書類のコピーをご用意ください。 ○運転免許証（表面。変更事項のある方は両面） ○パスポート（写真および住所のページ） ○個人番号カード（表面。通知カードは不可） ※外国人の方は、上記のいずれかの書類に加え、永住許可を受けていることが分かる書類
所得証明資料 ※ご契約予定の貸越極度額が300万円を超える場合のみ	直近分の公的所得証明書または源泉徴収票のコピーを同封ください。 ※個人事業主の方は納税証明書（その2）または税務署受領印のある確定申告書の写しをご用意ください。

2. 書類のご送付

「FAX送信」、「郵送」のいずれかにより書類をご送付ください。

FAX送信	郵 送
下記FAX番号あてに、ご用意いただいた必要書類をご送付ください。 FAX:0796-26-3112 24時間 365日受付 送信の際は、番号をよくご確認のうえ、誤送信されませんようご注意ください。 また、書類の読取方向（表・裏）についても、十分ご確認のうえ送信ください。	この申込書類中の最終ページに、専用宛名ラベルを用意してございますので、定型封筒に貼付してご利用ください。 ※お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。 ※専用ラベルは、剥がれないようしっかりと封筒に貼付ください。

3. ご注意事項

- (1) 必ず、お申込みのご本人さまがご記入ください。また、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 書類の到着後、ご契約内容等確認のご連絡をさせていただきます。ご連絡が取れない場合、お手続きに時間がかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 提出された書類に不備等がある場合、再度提出をお願いする場合や、お手続きに時間がかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先
但馬銀行 個人ローン部

TEL: 0796-26-3104

受付時間：平日（銀行営業日）9：00～17：00

ご送付前にご確認いただきたい事項について

**必ず1週間以内に必要書類をご送付くださいますようお願いいたします。
ご送付が遅れた場合は、再度お申込が必要となりますのでご注意ください。**

必要書類：以下の書類をご送付ください。

- ① たんぎんカードローン スピードポケットプラス（口座振替返済タイプ）借入申込書
兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書
- ② たんぎんカードローン スピードポケットプラス（口座振替返済タイプ）暗証番号届出書
- ③ ご本人確認書類 提出用台紙
- ④ 所得証明資料のコピー

※ご契約予定の貸越極度額が300万円を超える場合のみ

**提出された書類に不備・不足等がある場合、再度提出をお願いする場合や、
お手続きに時間がかかる場合がございますのでご注意ください。**

また、以下の項目は特に不備が多い箇所ですので、必要書類を送付される前に、再度ご確認ください。

- ご本人確認書類のコピーが不鮮明でないか確認してください。
※運転免許証の有効期限が黒くつぶれて判読できない場合があります。
- 送付いただくご本人確認書類に記載の氏名・住所・生年月日は、借入申込書にご記入いただいた内容と相違がないかご確認ください。
- ご本人確認書類と、借入申込書にご記入の字体が相違していないかご確認ください。
※「高」と「髙」、「辺」と「邊」等、本人確認書類の字体の表記と合わせてください。
- 暗証番号届出書の暗証番号は、正しく記入されているかご確認ください。
※連続した数字（『0000』等）や生年月日、電話番号等の推測されやすい番号ではお受付できませんので
ご注意ください。

次のいずれかにより書類をご送付ください。

FAX送信	郵送
下記FAX番号あてに、ご用意いただいた必要書類をご送信ください。 FAX:0796-26-3112 24時間 365日受付 送信の際は、番号をよくご確認のうえ、誤送信されませんようご注意ください。 また、書類の読取方向(表・裏)についても、十分ご確認のうえ送信ください。	この申込書類中の最終ページに、専用宛名ラベルを用意して ございますので、定型封筒に貼付してご利用ください。 ※お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。 ※専用ラベルは、剥がれないようしっかりと封筒に貼付 ください。

ご契約時の 振込融資を ご希望の方 【ご留意事項】

- 即日振込は、振込融資をご希望され、昼12時までに、完備されたご契約書類が当行に到着した方が対象です。
振込融資を希望される方は、借入申込書の所定の欄に振込希望金額をご記入ください。
提出された書類に不備がある場合は、振込できませんのでご注意ください。
書類の到着日時によっては、振込が翌営業日以降になる場合があります。
- 振込先の口座は、ご返済用に指定の普通預金口座となります。
- 振込可能な金額は、ご契約金額が上限となります。
振込希望金額欄にご契約金額を超えた金額を記入いただいた場合は、ご契約金額の振込とさせていただきます。

4枚目

借入申込書

C 但馬銀行カードローン(口座ありタイプ)

① 銀行に送付

たんぎん カードローン スピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)借入申込書 兼 当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社但馬銀行 御中
保証委託先 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中

- ① 私は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)に、下記のとおり「たんぎんカードローンスピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)」の申込みをします。
② 私は、「保証委託約款」を異議なく承認のうえ、保証委託先であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社(以下「保証会社」という。)に私の連帯保証人になることを依頼します。
③ 私は、本取引の届出印は指定口座の届出印とすることに同意します。
④ 私は、この申込みにあたり、次の条項に同意します。
⑤ 私は、FAXによる申込みの場合、銀行において判読可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

必ずお申込人ご本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

私は、標記ローンを申込みにあたり、上記記載事項および別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」の各条項を理解したうえで同意します。 署名(自署)

お申込日 平成 28 年 11 月 1 日
当座貸越契約日(保証委託契約日) 銀行が記入します
契約内容 貸越極度額 30 万円
利率 年 00.0 %
返済方法 毎月10日(休日の場合は翌営業日)に約定返済額(右表)を返済口座より引落しさせていただきます。

お名前 フリガナ タジマ タロウ
但馬 太郎
性別 男
生年月日 昭和 45 年 10 月 15 日
ご自宅住所 フリガナ ヒョウゴケン トヨオカシ チヨダチョウ 1-5
〒 668-0032 兵庫県豊岡市千代田町1番5号
お電話番号 自宅 079-123-XXXX
携帯 079-1234-XXXX

振込融資をご希望の方
振込希望金額 30 万円
暗証番号 5枚目にご記入ください

(銀行使用欄)
保証番号 0164
決裁印 可 否
合議印
役席者印
受付印

4枚目

ご記入日がお申込日となります。

貸越極度額・利率は、審査結果のご連絡の際にお伺い・お伝えした金額・利率をご記入ください。

5枚目

暗証番号届出書

② 銀行に送付

口座振替返済タイプ)暗証番号届出書

について
00』など)や生年月日、電話番号などので、ご注意ください。
番号の変更をお願いするため、お手続き

ご記入箇所を訂正される場合、二本線で訂正のうえ、届出印を訂正箇所にご捺印ください。
※お名前および貸越極度額の訂正はできませんので、新しい用紙にご記入ください。

に時間がかかる場合がございます。

お名前 フリガナ タジマ タロウ
但馬 太郎
ご自宅住所 フリガナ ヒョウゴケン トヨオカシ チヨダチョウ 1-5
〒 668-0032 兵庫県豊岡市千代田町1番5号

●私がカード取引に使用する暗証番号を下記のとおりにお届けします。

暗証番号
○ △ ● □

暗証番号には、事故防止のため、生年月日・電話番号・同一数字4桁等の推測されやすい番号はご指定いただけません。

5枚目 RQ48650

カード種類 06 (スピードポケットプラス 口座振替返済タイプ)
カード交付方法 1 (郵送)
発行理由 1 (新規)

3枚目

(H28.12)

たんぎん カードローン スピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)借入申込書
兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社但馬銀行 御中
保証委託先 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中

- ① 私は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)に、下記のとおり「たんぎんカードローンスピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)」の申込みをします。また、「たんぎんカードローンスピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)」の利用にあたり、「たんぎんカードローンスピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)当座貸越契約規定」の各条項に従います。
- ② 私は、「保証委託約款」を異議なく承認のうえ、保証委託先であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社(以下「保証会社」という。)に私の連帯保証人になることを依頼します。保証会社承諾のうえは、債務弁済の義務を履行します。
- ③ 私は、本取引の届出印は指定口座の届出印とすることに同意します。
- ④ 私は、この申込みにあたり、次の条項に同意します。
 - ・私は、標記ローンの保証を依頼するにあたって、保証会社の保証が得られない場合が生じて一切異議を述べません。
 - ・私は、保証会社の保証が得られない場合には、銀行から融資を受けられないことに異議を述べません。なお、この場合に私が借入申込時に差し入れた借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書及び関係書類は無効とし、かつ返却されないことに異議を述べません。
 - ・私は、仮審査申込書と借入申込書・ご本人確認書類の記載内容が相違している場合には「仮承認」が取り消しとなる場合があることについて異議を述べません。
 - ・私は、当座貸越契約日(保証委託契約日)はローン口座開設日とし、銀行が記入することに同意します。
 - ・私は、銀行及び保証会社が自宅・勤務先・携帯電話に電話および郵送で連絡することを承諾します。
- ⑤ 私は、FAXによる申込みの場合、銀行において判読可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

■ 必ずお申込人ご本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。
お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

私は、標記ローンを申込むにあたり、上記記載事項および別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」の各条項を理解したうえで同意します。	ご署名(自署)
--	---------

お申込日 平成 年 月 日	当座貸越契約日 (保証委託契約日)	銀行が 記入します
---------------	----------------------	--------------

契約内容	貸越極度額※ (10万円単位)	万円	契約期間	1年(自動更新)	約定返済額	
	利率※ (保証料を含む)	年 %	貸越利息	約定返済日に前1か月分を支払う	前回約定日の貸越残高	ご返済額
			返済方法	毎月10日(休日の場合は翌営業日)に約定返済額(右表)を返済口座より引落しさせていただきます。	50万円以下	1万円
					50万円超100万円以下	2万円
					100万円超200万円以下	3万円
					以降 貸越残高が100万円増加するごとに1万円増加	
					700万円超	9万円

ご返済用 預金口座	お取引支店	支店	口座番号 (普通預金) ※右つめて記入	
--------------	-------	----	---------------------------	--

※: 「貸越極度額」および「利率」は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした金額・利率をご記入ください。

お名前	フリガナ	届出印	○	性別	男・女	生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
ご自宅住所	フリガナ 〒 —						
お電話番号	ご自宅	有・無	—	—	携帯電話	有・無	—

振込融資をご希望の方	契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみ、「振込希望金額」欄にご記入ください。 ご契約時にご返済用口座に振込希望金額(貸越極度額を上限)をお振込みいたします。	暗証番号
	振込希望金額 (1万円単位) 万円	5枚目にご記入ください

(銀行使用欄)

保証番号	○	決裁印	可	否	合議印	役席者印	受付印
0 1 6 4							

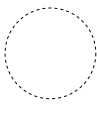
たんぎんカードローン スピードポケットプラス (口座振替返済タイプ) 暗証番号届出書

株式会社 但馬銀行 御中

暗証番号のご記入について

ご記入いただく暗証番号が、連続した数字（『0000』など）や生年月日、電話番号など推測されやすい番号の場合は、お受付できませんので、ご注意ください。

※受付できない暗証番号をご記入いただくと、暗証番号の変更をお願いするため、お手続きに時間がかかる場合がございます。

お名前	フリガナ	届出印	
ご自宅住所	フリガナ		
	〒 —		

●私がカード取引に使用する暗証番号を下記のとおりにお届けします。

暗証番号			

ローンカード種類	06 (スピードポケットプラス 口座振替返済タイプ)	カード交付方法	1 (郵送)	発行理由	1 (新規)
----------	----------------------------------	---------	-----------	------	-----------

RQ48650

ご本人確認書類 提出用台紙

運転免許証、個人番号カード等のカード型本人確認書類については、コピーを下記の枠内に貼付ください。
他の本人確認書類をご用意される方は、貼付せずに送付ください。

表 面

裏 面

運転免許証の裏面に変更事項の記載がある
場合、裏面のコピーを貼付ください。

ご本人確認書類は必ず鮮明にコピーしてください。

(写真部分、運転免許証の有効期限部分等、黒くつぶれやすいため、特にご注意ください。)

⚠️ 不鮮明な箇所がある場合、不足部分がある場合等、再度ご提出をお願いする場合がございます。
※再提出後のご契約手続きとなります。

ご本人確認書類について

現在有効で、かつ氏名・住所・生年月日が記載された、次のいずれかの顔写真付公的本人確認書類のコピー

- 運転免許証(表面。変更事項のある方は両面)
- パスポート(写真および住所のページ)
- 個人番号カード(表面。通知カードは不可)

※外国人の方は、上記のいずれかの書類に加え、永住許可を受けていることが分かる書類

たんぎん カードローン スピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)借入申込書
兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社但馬銀行 御中
保証委託先 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中

- ①私は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)に、下記のとおり「たんぎんカードローン スピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)」の申込みをします。また、「たんぎんカードローン スピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)」の利用にあたり、「たんぎんカードローン スピードポケットプラス(口座振替返済タイプ) 当座貸越契約規定」の各条項に従います。
- ②私は、「保証委託約款」を異議なく承認のうえ、保証委託先であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社(以下「保証会社」という。)に私の連帯保証人になることを依頼します。保証会社承諾のうえは、債務弁済の義務を履行します。
- ③私は、本取引の届出印は指定口座の届出印とすることに同意します。
- ④私は、この申込みにあたり、次の条項に同意します。
 - ・私は、標記ローンの保証を依頼するにあたって、保証会社の保証が得られない場合が生じて一切異議を述べません。
 - ・私は、保証会社の保証が得られない場合には、銀行から融資を受けられないことに異議を述べません。なお、この場合に私が借入申込時に差し入れた借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書及び関係書類は無効とし、かつ返却されないことに異議を述べません。
 - ・私は、仮審査申込書と借入申込書・ご本人確認書類の記載内容が相違している場合には「仮承認」が取り消しとなる場合があることについて異議を述べません。
 - ・私は、当座貸越契約日(保証委託契約日)はローン口座開設日とし、銀行が記入することに同意します。
 - ・私は、銀行及び保証会社が自宅・勤務先・携帯電話に電話および郵送で連絡することを承諾します。
- ⑤私は、FAXによる申込みの場合、銀行において判読可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

■必ずお申込人ご本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。
お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

私は、標記ローンを申込むにあたり、上記記載事項および別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」の各条項を理解したうえで同意します。	ご署名(自署)
--	---------

お申込日	平成 年 月 日	当座貸越契約日 (保証委託契約日)	銀行が 記入します
------	----------	----------------------	--------------

契約内容	貸越極度額※ (10万円単位)	万円	契約期間	1年(自動更新)	約定返済額	
	利率※ (保証料を含む)	年 %	貸越利息	約定返済日に前1か月分を支払う	前回約定日の貸越残高	ご返済額
			返済方法	毎月10日(休日の場合は翌営業日)に約定返済額(右表)を返済口座より引落しさせていただきます。	50万円以下	1万円
					50万円超100万円以下	2万円
					100万円超200万円以下	3万円
					以降 貸越残高が100万円増加するごとに1万円増加	
					700万円超	9万円

ご返済用 預金口座	お取引支店	支店	口座番号 (普通預金) ※右つめて記入				
--------------	-------	----	---------------------------	--	--	--	--

※:「貸越極度額」および「利率」は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした金額・利率をご記入ください。

お名前	フリガナ	届出印	性 別	男 ・ 女	生年 月 日	昭和 平成	年	月	日
ご自宅住所	フリガナ								
	〒								
お電話番号	ご自宅	有・無							
				携帯電話	有・無				

振込融資をご希望の方	契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみ、「振込希望金額」欄にご記入ください。ご契約時にご返済用口座に振込希望金額(貸越極度額を上限)をお振込みいたします。
振込希望金額 (1万円単位)	万円
	なお、即日振込は完備された契約書類が昼12時までに当行に到着した方が対象です。

暗証番号
5枚目にご記入ください

このページはご契約内容のお客さま控えとなりますので、大切に保管してください。

個人情報の取扱いに関する同意条項

必ず以下の「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。

お客さま控え

株式会社 但馬銀行 御中

保証委託先 SMBCコンシューマーマーフィナンス株式会社 御中

個人情報の取扱いに関する同意条項 (但馬銀行用)

借入申込者、連帯債務者予定者、連帯保証人予定者および物上保証人予定者(以下「私」という。)

【個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項】

※物上保証人(連帯債務者・連帯保証人を兼ねている場合を除く)には、第3条は適用されません。

第1条 (個人情報の取得・保有・利用・提供および預託)

1. 私は、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報が、銀行における本申込および本申込以外の契約の与信判断(塗上与信を含む)ならびに与信後の債権管理・回収業務のため、銀行が保護措置を講じたうえで、取得・保有・利用・提供(銀行法施行規則第13条の6の7等)により、人種・信条・門地・本籍地・保健医療・または犯罪履歴についての情報、その他の特別の非公開情報(業務上知り得た公表されていない情報)は、適切な業務運営の確保の他必要と認められる場合に限る。)することに同意します。

<取得・保有する個人情報>

- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、決算・税務申告に関する情報、資産・負債に関する情報、返戻保証料振込口座および返済指定口座情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報
② 本申込ならびに本契約に当たり提出する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報
③ 取扱商品、サービス内容、取引先等、経営内容に関する情報
④ 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報
⑤ 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況、信用格付・自己査定の結果等、私の銀行における取引情報(過去のものも含む)
⑥ 所有資産・与信取引情報等、返済能力に関する情報、および与信審査・条件変更審査内容に関する情報
⑦ 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
⑧ 期限の利益喪失、法的整理、手形不渡等事故発生に関する情報、および銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報
2. 第7条の場合など、銀行が本契約にかかる事務を第三者へ業務委託する場合には、銀行が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項により取得した個人情報を当該業務委託先へ預託することに同意します。

第2条 (個人情報の利用)

私は、前条の個人情報を、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内およびマーケティング活動、商品開発を行うために利用することに同意します。

第3条 (信用情報機関への利用、登録等)

- 1. 私は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先を含む)をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。
2. 銀行がこの申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日および本申込の内容等が同機関にそれぞれ次の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
1) 全国銀行個人信用情報センター：1年を超えない期間
2) 株式会社日本信用情報機構：6ヶ月間
3. 私は、下表の個人情報(その履歴を含む)が、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。

全国銀行個人信用情報センター

Table with 2 columns: 登録情報, 登録期間. Rows include: 氏名、生年月日、性別、住所...; 契約金額、契約日、完済予定年月...; 当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日...; 不渡情報; 官報情報; 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨; 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報

株式会社日本信用情報機構

Table with 2 columns: 登録情報, 登録期間. Rows include: 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等); 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等); 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等); 本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報ならびに申込日および申込商品種別等の情報)

- 4. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関および加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
5. 前4項に規定する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(銀行ではできません。)

<当行が加盟する個人信用情報機関>

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 電話番号, ホームページアドレス. Rows include: 全国銀行個人信用情報センター, 株式会社日本信用情報機構(JICC)

<当行が加盟する個人信用情報機関(全国銀行個人信用情報センター)が提携する個人信用情報機関>

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 電話番号, ホームページアドレス. Rows include: 株式会社 日本信用情報機構(JICC), 株式会社 シー・アイ・シー

第4条 (銀行と保証会社の間での個人情報の提供)

私が本申込に関して保証会社に保証委託する場合は、私は、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報が、保証会社における下記の目的の達成に必要な範囲で、銀行から保証会社に提供されることに同意します。

<銀行から保証会社に提供される情報>

- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報
② 本申込ならびに本契約に当たり提出する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報
③ 商業登記簿謄本(登記事項証明書)、不動産登記簿謄本、住宅地図等の公開情報から取得する情報
④ 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報
⑤ 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報(過去のものも含む)
⑥ 所有資産・与信取引情報等、返済能力に関する情報、および与信審査・条件変更審査内容に関する情報
⑦ 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
⑧ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報

<提供される目的>

- ① 本申込(条件変更申込含む)ならびに本契約の受付、資格確認、保証・条件変更の審査、保証・条件変更の決定
② 保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し
③ 加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
④ 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行
⑤ 市場調査等研究開発ならびにアンケートの実施
⑥ 取引上必要な各種郵便物の送付
⑦ 金融商品やサービスの各種ご提案
⑧ 代位弁済請求の受付、代位弁済の審査
⑨ その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるための行為
また、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報が、銀行における下記の目的の達成に必要な範囲で、保証会社から銀行に提供されることに同意します。

<保証会社から銀行に提供される情報>

- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報
② 本申込ならびに本契約に当たり提出する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報
③ 保証会社における保証審査の結果に関する情報
④ 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
⑤ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報
⑥ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
⑦ 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

<提供される目的>

- ① 保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認
② 保証依頼基準の見直し
③ 代位弁済完了の確認
④ 本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理
⑤ 加盟する個人信用情報機関への提供
⑥ 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行
⑦ 市場調査等研究開発
⑧ 取引上必要な各種郵便物の送付
⑨ 金融商品やサービスの各種ご提案
⑩ その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるための行為

第5条 (個人情報の債権譲渡ともなう第三者提供)

ローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に転移することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化に必要な範囲で、債権譲渡または証券化のために設立された特別目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第6条 (個人情報の提携先への第三者提供)

私は、本契約が提携ローン(職場提携ローン、業者提携ローン等)等で下記に該当する場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報を、下記目的の達成に必要な範囲で銀行から提携先に提供されることに同意します。

<提携先該当事由>

- ① 提携先の保証がある場合
② 提携先の利子補給がある場合
③ 提携先が返済手続きをする場合

<提供される情報>

- ① 氏名、住所、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報および利子補給を直接受領する場合は振込口座
② 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
③ 提携先の保証がある場合は、銀行が提携先に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報

<提供される目的>

- ① 提携先による保証取引の継続的な管理
② 提携先における利子補給の手続き
③ 提携先による返済の手続き

第7条 (個人情報の債権回収会社への第三者提供)

銀行が、債権管理回収業に関する特別措置法第3条により法務大臣の認可を受けた債権回収会社に本契約にかかる債権の管理・回収を委託する場合には、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報を、同社における下記目的のために銀行から同社に提供されることに同意します。

<提供される情報>

- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報
② 本申込ならびに本契約に当たり提出される付属書類等に記載のすべての情報および口頭にて確認する情報
③ 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報
④ 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況、信用格付・自己査定の結果等、私の銀行における取引情報(過去のものも含む)
⑤ 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
⑥ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報

<提供される目的> 管理回収会社における銀行債権の管理・回収のため

第8条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 私は、銀行に登録(登録とは電子計算機、ファイルにより検索可能な状態にあるものとします)されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報に限り、銀行の手続きにより開示するよう請求することができます。但し、銀行の審査基準・ノウハウに属する情報、銀行が行う個人に対する評価・分類、区分に関する情報およびその他銀行の業務に基づき記録されている情報であって、これを開示することで業務に著しい支障をきたすおそれがあると銀行が判断した情報については、銀行は開示しないものとします。

- (注)1. 銀行に開示を求める場合は、銀行の問い合わせ窓口に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
 なお、問い合わせ窓口は、銀行の店頭にもポスター掲示または銀行のホームページに掲載します。
 (ホームページアドレス: <http://www.tajimabank.co.jp/>)
 2. 第3条第5項に記載の個人情報情報機関の開示を求める場合は、当該機関に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
 2. 開示を行った結果、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合の訂正・削除の申し立てについては、銀行の情報機関および銀行が定める手続きおよび方法によって行います。

第9条 (条項の不同意)

- 私が本契約に必要な記載事項 (本申込書で申込人が記載すべき事項) の記載を希望しない場合および本契約の内容の全部又は一部に同意できない場合、私は、銀行が本契約を断ることがあっても異議を述べないものとします。但し、第2条のみ同意しない場合に限り、これを理由に銀行が本契約を断ることはできません。
- 銀行は、申込人が第2条に同意しない場合、宣伝物・印刷物送付等の営業案内を行うための利用停止の措置を取るものとします。

第10条 (個人情報の利用停止)

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で銀行が個人情報を利用している場合であっても、私から中止の申出があった場合は、それ以降の銀行での本同意条項第2条に基づく利用を停止する措置を取るものとします。

第11条 (契約の不成立)

私は、本契約が不成立の場合であってもその理由の如何を問わず第1条及び第4条に基づき、本契約にかかる申込をした事実に関する個人情報が一定期間利用されることに同意します。

第12条 (条項の変更)

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第13条 (お問い合わせ窓口)

本同意条項に関するお問い合わせおよび第8条の個人情報の開示・訂正・削除の請求ならびに第9条第2項および第10条の利用停止のお申出は、銀行の問い合わせ窓口とします。なお、問い合わせ窓口は銀行の店頭にもポスター掲示または銀行のホームページに掲載します。
 (ホームページアドレス: <http://www.tajimabank.co.jp/>)

以上

個人情報の取扱いに関する同意書 (保証会社用)

申込人(契約成立後の契約者を含む。以下同じ。)は、株式会社但馬銀行の取扱うたんぎんカードローンスピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)の申込(本契約を含む。以下総称して「当該取引」という。)に係る以下の個人情報(株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)およびSMBCコンシューマーマーフィナンス株式会社(以下「保証会社」という。)また、銀行と保証会社を一括して「銀行等」という。)が以下の通り取扱うことに同意します。

第1条 個人情報の信用情報機関への提供・登録・使用について

- 【個人情報の使用】
 申込人は、銀行等が加盟する信用情報機関(以下「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下「提携先機関」という。)に申込人の個人情報(加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。)が登録されている場合には、当該取引時および契約継続中において、銀行等が当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。以下同じ。)のために使用することに同意します。ただし、銀行は銀行法施行規則第13条の6の6ならびに同条6の7、保証会社は貸金業法その他の関係法令等に基づき、それ以外の目的には使用しません。
- 【個人情報の信用情報機関への提供】
 申込人は銀行等が、申込人に係る当該取引に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産など、債権譲渡等)を加盟先機関に提供することに同意します。
- 【個人情報の登録と他会員への提供】
 申込人は、加盟先機関が、当該個人情報と下表に定める期間登録し、加盟先機関および提携先機関の会員からの照会に応じて提供することに同意します。なお、提供を受けた加盟先機関および提携先機関の会員は、当該個人情報と与信取引上の判断のために使用し、銀行法施行規則第13条の6の6ならびに同条6の7、貸金業法、割賦販売法その他の関係法令等に基づき、それ以外の目的には使用しません。
- 【開示等の手続き】
 申込人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等(以下「開示請求等」という。)の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。
- 【加盟先機関】
 銀行が加盟する信用情報機関の名称および連絡先は、以下の通りです。
 全国銀行個人情報センター(KSC)
 Tel 03-2314-5020
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
 株式会社日本信用情報機構(JICC)
 Tel 0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp>
 保証会社が加盟する信用情報機関の名称および連絡先は、以下の通りです。
 株式会社日本信用情報機構(JICC)
 Tel 0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp>
 株式会社シー・アイシー(CIC)
 Tel 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp>

- 【全国銀行個人情報センターと株式会社日本信用情報機構ならびに株式会社シー・アイシーは、相互に提携しております。】
 ※加盟先機関の登録情報および登録期間(表-1)

第2条 個人情報の利用目的について

- 銀行等は、お客様の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。
- 銀行等における「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく申込人の確認等や金融商品やサービスの利用にかかる資格等の確認のため
 - 現在および将来における銀行等の与信判断のため
 - 銀行等の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
 - 銀行等と与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
 - 銀行等とお客様との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
 - 銀行等の与信に係る商品およびサービスのご案内のため
 - 銀行等内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

第3条 個人情報の第三者への提供について

- 銀行等は、以下の範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- 提供する第三者の範囲
 - 銀行および保証会社相互間
 - 銀行の有価証券報告書に記載されている子会社および関連会社
 - 銀行および保証会社のホームページで公表している関係会社および提携会社
 - 第三者に提供される情報の内容
 申込人の当該取引および契約に基づく個人情報(ここでは、申込日・申込商品種別等の申込事実情報、申込

第4条 金融商品等及びサービスのご案内について

銀行等は、申込人の個人情報について、下記目的でも適正に利用いたします。ただし、申込人が銀行等からの下記金融商品等及びサービスのご案内を希望されない場合は、次の場合を除き、銀行等からのご案内をいたしません。

- 第2条第6号のご案内を行うとき
- 申込人が銀行等にアクセスされた場合に金融商品およびサービスのご案内を行うとき

(目的) 銀行の有価証券報告書に記載されている子会社および関連会社、銀行および保証会社のホームページで公表している関係会社および提携会社が現在または将来取得する預金、ローン、投資信託、保険・共済、株式・債券等販売、デリバティブ取引、商品ファンド、オプション取引、クレジットカード等の金融商品(注)(以下総称して「金融商品等」といいます。)およびサービスをお客様にご案内するため

第5条 お問い合わせ窓口について

銀行の窓口：株式会社但馬銀行 個人ローン部
 TEL 0796-26-3104
 保証会社の窓口：SMBCコンシューマーマーフィナンス株式会社「保証センター」
 TEL フリーダイヤル 0120-023-034
 (注)「銀行等の個人情報保護に関する基本方針」、「銀行の有価証券報告書に記載されている子会社および関連会社」、「銀行および保証会社のホームページで公表している関係会社および提携会社」、第4条に記載の「金融商品等」は、銀行等のホームページで公表しております。
<http://www.tajimabank.co.jp> <http://cyber.promise.co.jp/>

〈表-1〉

登録情報	登録期間		
	K S C	J I C C	C I C
本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	契約内容に関する情報等が登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込をした事実として申込日・申込内容(契約が不成立になった場合を含む)	銀行が信用情報を利用した日より1年を超えない期間	保証会社が信用情報を照会した日から6ヶ月以内	保証会社が信用情報を照会した日より6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払を延滞等した事実	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内	契約期間中及び契約終了後5年間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は処分日から5年を超えない期間	—	—
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間	登録した日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

たんぎんカードローン スピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)当座貸越契約規定

第1条 (取引方法)

- たんぎんカードローン スピードポケットプラス(口座振替返済タイプ)取引(以下「この取引」という)はローンカード(以下「このカード」という)の取扱いによる当座貸越取引とし、小切手・手形の振出あるいは引付は行わないものとします。
- 前項にかかわらず、株式会社但馬銀行(以下「当行」という)が認められた場合に限り、当行所定の方法により払い戻すことができます。
- この取引における当座貸越は、前2項の取引により発生するとします。この取扱については、別の規定を適用するものとします。
- このカードおよび現金自動支払機、現金自動預入引出機の取扱については別に定めるたんぎんローカード規定を適用するものとします。

第2条 (借入方法)

- 借入方法は、銀行が認めた現金自動支払機および現金自動入金機からの引き出し、または、当行が承認した場合において、契約時の1回に限り、借主の指定した借主名義の銀行本支店の普通預金口座への振込みによるものとします。
- 現金自動支払機および現金自動入金機からの引き出しは千円単位とし、1回あたりの引き出しは当行が定める範囲内とします。
- 現金自動支払機および現金自動入金機を使用した場合に、当行が所定の手数料を定めている場合は、手数料をお支払いいただきます。

第3条 (自動融資)

- 指定預金口座が当行所定の口座振替契約による支払いのため資金不足(総合口座の極度超過の場合を含む)となったときは、その不足額(総合口座の極度超過の場合には当該超過額)相当額をカードローン貸越極度額の範囲内でカードローン専用口座から払い出し、指定預金口座に入金するものとします。この取扱については、別の規定を適用するものとします。
- 指定預金口座に対して同日に複数の請求があり、資金不足合計額が自動融資可能額を超える場合には、そのいずれかの請求金額について自動融資を行うかは当行の任意とします。
- 前1項により自動融資を行った後、同日付で表記の指定預金口座への入金または総合口座の貸越極度額の設定・増額がなされた場合であっても、当行は自動融資の取消しを行わないものとします。

第4条 (取引期限)

- この取引の期限は、当行がこの取引を開始した日から、1年後の応当期末日とします。ただし、期限の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、更に1年間期限を延長し以降も同様とします。
- 期限の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - 1) 期限の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。
 - 2) 貸越元金がある場合は期限までに貸越元金全額を返済してください。
 - 3) 期限に貸越元金がない場合は、期限の翌日に、この取引は当然に満了されるものとします。
- 前1項にかかわらず、この取引については原則として満70歳の誕生日を超えて延長は行わないものとします。ただし、当行および保証会社が認めた場合はこの限りではないものとします。

第5条 (貸越極度)

- この取引の貸越極度は、申込書記載金額(以下、極度額という)のとおりとします。ただし、取引実績等により当行が適当と認めた場合は、当行所定の金額まで極度額を増額できるものとします。なお、当行がやむを得ないものとして、この極度額を超えて当座貸越を行った場合もこの契約の各条項が適用されるものとします。
- 当行は、第1項の規定にかかわらず取引の利用状況等により極度額を変更または新たな借入を中止することができるものとします。この場合、当行は変更後の極度額および変更日等必要な事項を通知するものとします。

第6条 (貸越金利等)

- この取引による貸越金の利息(この取引のため当行が負担する保証会社の保証料相当額を含む)は、付利単位を100円とし、毎月10日(当日が銀行の休日の場合は翌営業日、以下、「返済日」という)に前1ヶ月間の利息を当行所定の利率・方法により計算のうえ貸越元金に組入れるものとします。
- 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年17.4%(年365日の日割計算)とします。
- 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は当行の本支店等に掲示するものとします。
- 当行は、当行所定の基準により優遇した利率を適用することがあります。この場合、当行はいつでもその優遇した利率を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。

第7条 (約定返済)

- この取引にもとづく毎月の約定返済は、毎月10日の返済日に、前前約定日の利息組入れ後の貸越残高に応じて、次のとおり行います。

前前約定返済日の貸越残高	ご返済額
50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円
200万円超300万円以下	4万円
以降 貸越残高が100万円増加するごとに1万円増加	
700万円超	9万円

- 前項にかかわらず約定返済日の前日の貸越残高と前1ヶ月の利息の合計額が約定返済額に満たない場合には貸越元金を返済するものとします。

第8条 (貸越元金などの自動支払)

- 借主は第7条にもとづく約定返済のため、各返済日までに毎月の返済金相当額を返済用預金口座に預け入れるものとします。当行は各返済日に普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書および小切手等によらず返済用預金口座から払戻しの上毎月の返済にあてるものとします。なお、預入れが各返済日より遅れた場合でも当行は同様の取扱いができるものとします。
- 損害金についても前項と同様に返済用預金口座から払戻し、その支払にあてるものとします。
- 返済用預金口座の残高が各返済日の約定返済額に満たない場合には、当行はその一部の返済にあてる取扱いをしないものとします。

第9条 (任意返済)

第7条による約定返済のほか「たんぎんローカード規定」に定める方法または、カードを当行の店頭へ提出して当座貸越総額に直接入金する方法により随時に任意の金額を返済することができるものとします。なお、入金額が当座貸越残高を超える場合は、その超える金額は返済用預金口座に入金するものとします。

第10条 (諸費用の引落し)

- 借主はこの契約により最初に当座貸越を利用の際に際する印紙代、口座維持手数料等の諸費用を負担するものとします。
- 前項の諸費用は当行所定の日、所定の方法により引落し、その支払にあてるものとします。

第11条 (期限前のご返済義務)

- 借主については、次の各号の事由が一つでも生じた場合に貸越元金があるときは、当行からの通知・催告がなくても貸越元金について全額について非滞時に任意の金額を返済することができるものとします。
 - 借主が返済を遅延し当行が書面により督促しても翌々月の返済日までに約定返済がなかった場合。

- (2)保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - (3)支払の停止または破産、民事再生手続開始の申出があったとき。
 - (4)相続の開始があったとき。
 - (5)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (6)預金その他当行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
 - (7)住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき。
2. 次の場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求があり次第、貸越元利金は全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとする。
- (1)当行に対する債務の一つで期限已履行しなかったとき。
 - (2)当行への取引停止処分を受けたとき。
 - (3)当行の取引に關し、当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (4)前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条(代位弁済)

借主は、第11条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失ったにもかかわらず、直ちに債権を全額弁済しなかった場合、貴行が保証会社より代位弁済を受けられたら異議を述べません。

第13条(解約等)

- 第1項各号の事由があるときは、当行はいつでも極度減額を減額し貸越取引を中止し、またはこの契約を解約することができます。
- 借主は、この契約が解約された場合は、直ちに貸越元利金等を支払うものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といふ。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等または社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明したとき、借主との取引を継続することが不適切であると当行が認めた場合には、借主は当行からの請求があり次第、当行に対する一切の債務の期限の利益を失ひ、直ちに債務の返済を行います。
4. 借主は、前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたとき、本約定は失効するものとします。

第15条(銀行からの相殺)

- この債務の返済期限の到来にもかかわらず返済がない場合、または、第11条によって直ちにこの債務を返済しなければならない場合には、当行は貸越元利金等、借主の預金、その他の債務を期限前まで相殺することができます。
- 前項の相殺がなされたときは、当行は債権の通知および所定の手続を省略し、借主にかかり預け金の払戻しを受け、この債務の返済に充当することもできます。

保証委託約款

私は、株式会社但馬銀行(以下、「甲」という。)との表記カードローン契約(修正または変更がなされた場合には、修正または変更後の契約を含み、以下、「本件ローン契約」という。)により現在及び将来において負担する一切の債務についての保証を、以下の条項(以下、「本契約」という。))に従いSMBCコンシューマーフィナンス株式会社(以下、「乙」という。)に委託します。

第1条(委託の範囲)

- 私が乙に委託する保証の範囲は、本件ローン契約に基づき、私が甲に対して負担する借入金の元本、利息、遅延損害金(以下、「被保証債務」という。)とします。
- 乙による受託及び保証は、乙が保証を適当と認めて保証決定を行い、本件ローン契約に基づき私が甲より借入金を借入れた時に成立するものとします。
- 被保証債務の内容は、本件ローン契約その他本件ローン契約に付随又は関連して甲と甲との間で締結された契約の各条項によるものとします。

第2条(担保の提供)

- 私の資力又は信用上に著しい変動が生じたときは、直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従い、乙の承認した担保を提供し、または乙が相当と認めた担保を差し入れます。
- 前項に基づき連帯保証人又は担保を提供後、当該連帯保証人の資力又は信用上に著しい変動が生じ、もしくは当該担保の一部又は全部の滅失その他担保価値の変動が生じたときは、直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従い、連帯保証人又は担保を追加するものとし、その後も同様とします。
- 代位弁済その他により乙が譲受し又は乙に移転した担保又は保証人についても、前項と同様とします。

第3条(反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といふ。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項の各号に該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明したとき、私は、乙が甲に対する保証を中止、解約することに何ら異議を申し立てません。
4. 前2項の規定により、私が乙に損害が生じた場合にも、乙になんらの請求をしません。また、乙に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第4条(被保証債務の事前弁済)

- 私は、第1条に規定する保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は、第5条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供を要せず、私に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、私は、直ちにこれを支払うものとする。
- (1)仮差押、仮処分、強制執行、競売、強制執行、競売、強制執行の申立てを受けたとき、仮登記担保権の行使が到達したとき、破産、民事再生手続開始、特定調停手続開始その他これに類する手続開始の申立てがあったとき、又は清算の手続に入ったとき。
- (2)振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
- (3)相続が開始されたとき。
- (4)担保物件が滅失したとき。
- (5)被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6)甲又は乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。

3. 前項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金などの計算については、その計算期間を計算実行の日までとし、預金の利息は、その預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率による計算で利息は、前1年を365日と日割で計算します。

第16条(借主からの相殺)

- 借主は、この債務を支払期にある借主の預金、その他の債権とを債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- 前項により借主が相殺する場合には書面により相殺の通知をし、その相殺通知と同時に預金、その他の債権の証書、通帳は届出用を印刷して、当行に提出するものとし、かつ、相殺計算をする日の7日前までに当行へ相殺の予告をするものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の状況等については被保証債務の定めによります。

第17条(債務の返済にあてる順序)

- この債務のほか乙に銀行取引上の他の債務がある場合に、当行からの相殺をするときは、当行はどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対しては異議を述べないものとします。
- この債務のほか乙に銀行取引上の他の債務がある場合に、返済済または借主からの相殺をするときは、この契約に定めがある場合を除き、借主はどの債務の返済済または相殺にあてるかを指定することができます。借主が指定しなかったときは、当行が借主の返済済または相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 前項の借主の指定により債権保全上支障が生じおそれがあるときは当行は、借主の指定にかかわらず担保、保証の状況等を考慮して、この債務の返済済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 前項によって当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第18条(危険負担、免責事項等)

- 当行に差入れた約款書が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録に於いて債務を弁済するものとする。
- この取引における支払請求書、諸届、その他の書類に使用された印影(または署名、暗印)を届出の印鑑(または署名、暗印)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められれば、その書類に基づき取扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条(届出事項)

- 通帳や印書等を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 前項の届出を怠ったために、当行からなされた通知または送付された書類などが延着し、または到達しなかった場合には、通常到着すべき日に到着したものとします。

第20条(成年後見人等の届出)

- 借主は、家庭裁判所の審判により補助・保佐・保後・見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によって貴行へ届出するものとします。
- 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面によって貴行へ届出するものとします。
- すでに補助・保佐・保後・見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様の届出事項を要するものとします。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合には、同様に届出するものとします。
- 5項の届出の届出が生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第21条(取引引約の変更)

本契約書の内容を変更する場合(ただし、利率および担保金の割合が変更される場合を除く)当行は、変更内容および変更期をあらかじめ借主あて通知します。この場合変更日以降は変更後の内容でこの取引を行います。

第22条(管轄の合意)

この契約に關し紛争が生じたときは、当行の本店、営業店、センター所在地の裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意します。

以上

保証委託約款

(7) 債権保全その他乙において必要と認めたとき。

(8) 乙に対する住所変更の届出を怠る等、私又は保証人の責めに帰すべき事由によって、乙において私又は保証人の所在が不明となったとき。

2. 乙が本条により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づき抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第5条(代位弁済)

1. 私が被保証債務の全部又は一部の履行を遅滞したため、又は被保証債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から債務総額の履行を求められたときは、私又は保証人に対して何ら通知・催告を要せず、乙が甲に対し被保証債務の全部又は一部を弁済することに同意します。
2. 乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に關しては、私が甲との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条(求償権の範囲)

乙が第4条第1項の弁済をしたときは、乙に対し、その弁済額、弁済に要した費用及びこれに対する弁済の日の翌日から起算して4.6%(年365日割計算)の割合による遅延損害金を支払います。

第7条(弁済の充当順序)

私が乙から借入れた金額が、乙に対する債務の金額を消滅するに足りないときは、乙が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。私について乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条(保証契約の改定)

甲と乙との間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

第9条(調査及び報告)

1. 私又は保証人の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対し書面によって届出をし、乙の指示に従います。
2. 私が前項の届出を怠ったため、乙が私から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知又は書類を送付した場合、延着し又は到着しなかった場合であっても、通常到着すべき日に到着したものとみなされることに同意します。
3. 乙からの請求があったときは、私の資産状況等につき直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。
4. 乙が私について、その財産、収入、信用等を調査し、または何ら異議ありません。

第10条(保証の解除)

私は、乙が私に求めた場合、本契約の有効期間満了前であっても、甲に対する保証が解除されることに何ら異議を申し立てません。

第11条(成年後見人等の届出)

1. 私(保証人)又はその代理人につき、家庭裁判所の審判により補助、保佐又は後見が開始された場合には、直ちに成年後見人、保佐人又は補助人の氏名、住所その他必要事項を書面により乙に届出します。
2. 私(保証人)又はその代理人につき、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名、住所その他必要事項を書面により乙に届出します。
3. 私(保証人)又はその代理人につき、すでに補助、保佐又は後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任されている場合、もしくは前2項の届出事項に変更等が生じた場合には、直ちに前2項に準じて届出します。

第12条(公正証書の作成)

私は、乙の請求があるときは、本契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

第13条(費用の負担)

乙が第4条又は第6条の権利を保全又は行使し、もしくは第5条の弁済により取得した権利を保全又は行使し、もしくは担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用その他本契約に基づき生じた一切の費用は、私が負担し、乙の請求に相当する額を支払います。

第14条(契約期間)

本契約の有効期間は、本件ローン契約に基づき私と甲との一切の取引が終了するまでとします。

第15条(免責事項)

乙が証書等の印影につき、私が届出した印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められれば、その書類に基づき取扱ったときは、証書、印章等につき偽造、変造、盗用等の事故があつても、これにより生じた損害は、全て私の負担とし、証書等の文言にしたがって責任を負います。

私は、本契約に關しての訴訟および調停については、訴訟にかかわらず保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

たんぎんローンカード規定

1.(カードの利用)

- 当行のカードローン商品専用カード(以下、「ローンカード」という。)は、次の取引を行う場合に利用することができます。
- (1) 当行または当行提携した銀行(以下、「提携銀行」という。)で利用する場合
 - (2) 当行または提携銀行に設置の現金自動支払機(現金自動預入支払機等(以下、「自動機」という。))を利用したカードローン借入金の入出金および任意のご返済・ご返済に「入出金」という。ならびに残高照会
 - (3) 当行の窓口におけるカードローン借入金の入出金
 - (4) 当行と業務を提携した金融機関(提携銀行を除く、以下、「提携金融機関」という。)で利用する場合

2.(手数料)

- (1) 自動機を利用して、入出金するときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。
- (2) 前項の手数料のうち、入出金時に自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、提携銀行または提携金融機関には、当行から支払います。

3.(カードローン借入金の出金)

- (1) 自動機を利用して入出金するときは、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を画面により操作してください。この場合、払戻請求書の提出は不要ありません。
- (2) 自動機による出金は、千円単位とし、1回の出金金額はその自動機の取扱い範囲内となります。なお、この場合、出金金額と前記の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えないことができます。

4.(任意のご返済)

- (1) 自動機を利用して任意のご返済をするときは、自動機にローンカードと現金を挿入し、画面により操作してください。
- (2) 自動機による任意のご返済は千円単位とし、1回の返済額はその自動機の取扱い範囲内となります。
- (3) 窓口において返済するときは、ローンカードとともに所定の用紙に当行支店名、ローンカードの口座番号、氏名、金額を記入して提出してください。

5.(取引明細票の交付等)

ローンカードでの取引の都度、その内容を記載した取引明細票をお渡します。

6.(自動機故障の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による入金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当行本店の窓口でローンカードの入金をお願いします。
- (2) 停電、故障等により自動機による出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当行が別に定めた金額を限度として、当行本店の窓口でローンカードにより入金することができます。
- (3) この出金を行うときは、払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、ローンカードおよび本人確認書類とともに提出してください。
- (4) 停電、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めるところがあります。
- (3) 提携金融機関の自動機が停電、故障等の場合は、お取扱いを一時停止することとなります。

7.(ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを失ったときは、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、本人から直ちに書面によって、当行に提出してください。
- (2) この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをされた後に行います。この場合、相当の時間をおさま保証人をお求めくださいます。

8.(暗証番号の照合)

- (1) 自動機によりローンカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してお取扱いは、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行および提携銀行・提携金融機関は責任を負いません。
- (2) 当行が窓口においてローンカードまたは届出の暗証番号との一致を確認のうえお取扱いは、前項と同様とします。

9.(自動機の操作)

- (1) 自動機の利用については、所定の要領に従い正しく操作してください。
- (2) 自動機の利用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については当行は一切の責任を負いません。

10.(ローンカードの期限)

- (1) ローンカードの期限はカードローン契約の期限と同一となります。
- (2) 期限切れのローンカードは直ちに破棄してください。
- (3) カードローン契約に定める当行との約定により、カードローン契約が延長された場合には、ローンカードは継続して使用することができます。
- (4) カードローン契約に定める当行との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のローンカードは、ローンカードの期限のいかにかわらず無効とします。

11.(解約等)

- (1) この取引の解約または終了ならびにローンカードの利用を取り止める場合には、ローンカードを当行に返却してください。
- (2) ローンカードの返却、不正使用など当行からの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることができます。この場合、当行から請求があり次第、直ちにローンカードを当行に返却してください。

12.(譲渡、質入等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入または貸与することはできません。

13.(カードの発行手数料)

ローンカードの発行・再発行にあたっては当行の定める(再)発行手数料をお支払いいただきます。

14.(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、カードローン当座貸越契約規定の各条項により取扱います。

以上

(H28.12)

ご利用のご案内

お借入れ

当行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、全国の提携金融機関および以下のコンビニATMでお借入いただけます。1,000円からご利用いただけます。

ご利用いただけるコンビニATM



自動融資機能付

返済用にご指定の普通預金口座からの預金のお引出しや、公共料金等の口座振替により残高が不足した場合に、不足額をご利用限度額の範囲内で自動的にご融資いたします。

※積立定期預金、定期預金、貯蓄預金、投資信託への振替資金および当行お借入金の返済資金は、自動融資されません。

※1日の出金限度額がありますので、ご了承ください。(カードお届け時50万円。窓口で変更可能です。)

※ATMからのお借入(出金)はご利用時間、ご利用機関により所定の手数料が必要となります。ご返済(入金)時には、ATM入金手数料は無料です。

※コンビニATMのご利用時間について、毎月第1・第3月曜日の2:00~6:00はご利用いただけません。

また、システムメンテナンスなどにより、ご利用いただけない時間帯があります。

ご返済

約定返済

毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)の午前7時までにご指定のご返済用口座から引落しします。毎月の約定返済日のご利用残高に応じた下表の金額をご返済いただきます。

前回約定返済日のお借入残高	ご返済額
1万円未満	ご利用残高全額
1万円以上50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円
以降、お借入残高が100万円増加するごとに1万円増加	
700万円超	9万円

任意返済

上記の約定返済のほかに、当行の窓口またはATMで元金を随時ご返済いただけます。(ATMの場合は、ATM画面の「お預入れ」ボタンを押し、専用ローンカードを挿入してご入金ください。)

※ご契約後、最初に到来する約定返済日にはお利息の加算のみ行われ、ご返済金の引落しはされませんので、ご了承ください。

※任意返済をされた場合でも、毎月の約定返済を行っていただきます。

※約定返済日中に返済用口座残高不足等によりご返済が無い場合は延滞となり、延滞中は本ローンに関する一切のお取引はできません。

※延滞中にご指定の返済用口座にご入金があった場合は、約定返済額を即時に引落しさせていただきます(延滞は解消となります)。

その他

借入残高のご確認方法

当行ATM画面の「残高照会」ボタンを選択し、専用ローンカードを挿入してご利用ください。

お取引明細

6か月間(4月~9月、10月~3月)のお取引状況等を記載したご利用明細表を10月、4月にご自宅にお届けいたします。

なお、お借入残高に変動がなかった場合はお届けしませんので、ご了承ください。

ご契約書類の郵送による送付時にお使いください。
宛 名 用 ラ ベ ル

- ① 下記宛名ラベルをA4サイズ用紙に印刷してください。(原寸のまま、拡大・縮小印刷はしないでください。)
- ② 切り取り線で切り取って、定型封筒にしっかりと貼付してください。
※必要分の切手を貼付のうえご利用ください。

必要分の切手を貼ってご投函ください。

6 6 8 8 7 9 0

(受取人)

兵庫県日本郵便豊岡郵便局私書箱50号

株式会社 但馬銀行

メールオーダーサービス係 行

定型封筒に貼付してご使用ください。

切り取り線

個人ローン部

切り取り線

封をする前に、再度必要書類をご確認ください。

ご返送いただく書類

- 借入申込書
- 暗証番号届出書
- ご本人確認書類
- 所得証明資料のコピー
(貸越極度額が300万円を超える場合のみ)

提出された書類に不備・不足等がある場合、再度提出をお願いする場合や、お手続きに時間がかかる場合がございますのでご注意ください。